

食品衛生法等施行に関する要綱

制定 令和3年5月25日 健食品第166号（局長決裁）
最近改正 令和4年5月25日 健食品第201号（局長決裁）

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出（第2条）
- 第3章 製品検査（第3条・第4条）
- 第4章 食品衛生責任者（第5条—第7条）
- 第5章 管理運営基準（第8条）
- 第6章 営業（第9条—第18条）
- 第7章 食品等の回収の届出（第19条）
- 附則
- 別表
- 様式

第1章 総則

（趣旨）

第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品衛生法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「省令」という。）の規定に基づく事務手続及び運用については、食品衛生法施行細則（令和3年5月横浜市規則第28号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

第2章 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出

（指定成分等含有食品による健康被害情報の届出手続）

第2条 法第8条第1項の規定による、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物（以下「指定成分」という。）であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）による健康被害情報の届出は、指定成分等含有食品の健康被害情報届（第1号様式）により行うものとする。また、情報提供票を用いる場合においても、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出ても差し支えない。

第3章 製品検査

（製品検査手続）

第3条 法第26条第1項の規定に基づき、市長が行う検査（以下「製品検査」という。）を受けようとする者は、製品検査申請書（第2号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（封印）

第4条 細則第2条に規定する容器又は施設及び細則第3条に規定する容器又は製品は、食品衛生監視員が第3号様式による用紙で封印しなければならない。

第4章 食品衛生責任者

(食品衛生責任者の選任)

第5条 省令別表第17第1号イに規定されている食品衛生責任者に関する取扱いは、次によるものとする。

- (1) 食品衛生責任者は、法第54条の営業の許可施設単位、第57条第1項（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の営業の届出施設単位ごとに選任すること。また、大規模工場等で施設に1名の責任者を設置したのでは不十分な場合は、作業部門ごとに食品衛生責任者を選任すること。
- (2) 食品衛生責任者は、常時当該施設又は部門にすることができる者であること。
- (3) 前2号の規定に関わらず、保健所長が衛生上支障がないと認める場合は、他の営業施設における食品衛生責任者を兼ねることができる。
- (4) 新規営業について、食品衛生責任者の資格を有するものがない場合は、営業の許可又は営業の届出後3か月以内に必ず食品衛生責任者を選任すること。また、食品衛生責任者の退職、転勤等の場合も同様とする。
- (5) 営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に給食を提供する施設（以下「集団給食施設」という。）であって、1回の提供食数が20食程度未満の施設については食品衛生責任者の選任を必ずしも求めるものではないこと。
- (6) 食品衛生責任者を選任した営業者は、当該食品衛生責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示すること。ただし、保健所長が認める場合は、この限りではない。なお、食品衛生責任者の氏名を掲示する場合の掲示板はおおむね次の大きさとし、食品衛生責任者の文字及び氏名を並記することとする。

ア 縦長は 横 15センチメートル× 縦 26センチメートル以上

イ 横長は 横 26センチメートル× 縦 15センチメートル以上

(食品衛生責任者養成講習会)

第6条 細則第4条第1項第1号に規定する保健所長が指定する食品衛生その他の公衆衛生に関する講習会（以下「養成講習会」という。）を外部団体等が開催する場合は、次によるものとする。

- (1) 指定を受けて養成講習会を開催する者は、食品衛生の発展・向上等に相当の実績を持った組合等の団体に限ること。
- (2) 養成講習会の指定にあたっては、食品衛生責任者養成講習会指定申請書（第4号様式）に必要事項を記載の上、保健所長あて申請すること。
- (3) 前号の申請書には実施計画、実施内容等を具体的かつ詳細に記載すること。
- (4) 組合等団体加入者以外の者でも受講できるものであること。
- (5) 講習内容及び講習時間は次のとおりとする。
 - ア 食品衛生学 2.5時間
 - イ 食品衛生法 3時間
 - ウ 公衆衛生学 0.5時間
- (6) 講師は、食品衛生の実務に3年以上携わったことのある次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第48条第6項第1号又は第2号に規定する者

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第9条第1項第1号又は第4号に規定する者

(7) 養成講習会受講修了者に対しては、次の事項を記載した食品衛生責任者養成講習会修了証を交付すること。

ア 養成講習会の名称及び開催者の氏名

イ 受講者の氏名、生年月日

ウ 受講年月日及び受講番号

(8) 前各号及び次の要件を満たしていれば、eラーニング方式（パソコン、タブレット、スマートフォン等を使用し、インターネットを利用して実施する学習形態をいう。）による講習会であっても差し支えないこと。この場合、第6号の規定は適用しないことができる。

ア 養成講習会（廃止前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成17年6月横浜市条例第64号）に基づく食品衛生責任者養成講習会を含む。）の開催実績があること。

イ 動画教材はスライド（音声又は文章を併せたもの）、講義動画等とすること。

ウ 受講者を限定して閲覧可能な環境を設定した上で動画教材を掲載すること。

エ 受講者の本人確認及び受講状況の把握ができるしくみであること。また、受講修了時に効果測定を実施したうえで、食品衛生責任者養成講習会修了証を交付すること。

オ 申請の際、上記イからエまでの詳細が確認できる資料等を添付すること。

(9) 講習会終了後、速やかに保健所長に食品衛生責任者養成講習会実施報告書（第5号様式）を提出すること。

2 細則第4条第1項第2号に規定する市長が認める講習会とは、次のものをいう。

(1) 一般社団法人横浜市食品衛生協会が実施する食品衛生指導員養成講習会

(2) 他の都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会

3 廃止前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づき食品衛生責任者と認められていた者は、引き続き食品衛生責任者の資格を有する者として取り扱う。

（食品衛生責任者実務講習会）

第7条 省令別表第17第1号ハ(1)に規定する講習会（以下「実務講習会」という。）の取扱いは次によるものとする。

(1) 講習内容は、食品衛生に関することが1時間以上含まれていること。

(2) 開催の周知については、できる限り広く行うよう努めること。

(3) 前2号及び次の要件を満たしていれば、eラーニング方式による講習会であっても差し支えないこと。

ア 実務講習会（廃止前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づく食品衛生責任者指定講習会を含む。）の開催実績があること。

イ 動画教材はスライド（音声又は文章を併せたもの）、講義動画等とすること。

ウ 受講者を限定して閲覧可能な環境を設定した上で動画教材を掲載すること。

エ 受講者ごとの受講状況が把握できるしくみであること。

2 細則第4条第2項第1号に規定する保健所長が指定する食品衛生その他公衆衛生に関する講

習会を外部団体等が開催する場合は、前項のほか、次によること。

(1) 実務講習会の指定にあたっては、食品衛生責任者実務講習会指定申請書（第6号様式）に必要事項を記載の上、保健所長あて申請すること。

(2) 講習会終了後は、食品衛生責任者実務講習会実施報告書（第7号様式）を保健所長あて提出すること。

3 すべての法第54条（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の営業の食品衛生責任者は、省令別表第17第1号ハ(1)に基づき、年1回以上実務講習会を受講するよう努めること。

4 法第57条第1項の営業の食品衛生責任者についても、実務講習会を年1回以上受講することを奨励する。

第5章 管理運営基準

第8条 省令第66条の2第1項及び第2項の規定により省令別表第17及び第18で定められた公衆衛生上必要な措置に関する基準に関して必要な事項は、別表のとおりとする。

第6章 営業

（食品衛生管理者の選任又は変更の届出手続）

第9条 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の選任又は変更の届出は、食品衛生管理者選任（変更）届（第8号様式）により行うものとする。

（営業許可の申請手続）

第10条 細則第6条第1項の規定による営業の許可の申請は、営業許可申請書（第9号様式）により行うものとする。

2 細則第6条第2項第1号に規定する施設の構造及び設備を示す図面は、当該営業に使用する施設の概要及び食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号。以下「県条例」という。）第2条に規定する営業の施設基準のうち、許可を受けようとする営業の種類に適合していることが確認できるものであること。

3 細則第6条第2項第2号に規定する水質検査を実施する検査機関は、別表第3項(2)オに規定する検査機関とする。

4 申請者が法人の場合にあつては、営業許可申請書に法人番号を記載するものとする。また、必要に応じて登記事項証明書又はその写しを提示するものとする。

5 食品又は添加物を製造する営業にあつては、営業許可申請書に製造方法の概要を記載した書類（製造品目、原材料の種類及び配合分量、製造工程、製造数量等を記載したもの）を必要に応じて添付するものとする。

6 自動車を利用して行う営業にあつては、第1項の申請時に当該自動車の車台番号が確認できる書類（自動車検査証等）を提示及び業務計画を記載した書類（当該自動車を取り扱う品目、数量、調理又は製造工程、使用する水の量等）を添付するものとし、当該自動車とは別に当該営業に使用する食品取扱施設（営業許可を有する施設に限る。）を有する場合にあつては、当該施設の営業許可証の写しを添付するものとする。

7 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、県条例別表第2の1の項(2)に規定する臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の営業にあつては、営業内容を記載した書類（営業する期間、出店する行事の名称、行事の開催期間、取り扱う食品、調

理工程、1日当たりの提供数、使用する水の量等)を添付するものとする。ただし、県条例別表第2の1の項(2)アに規定する屋台型臨時営業にあっては営業する期間、出店する行事の名称、行事の開催期間を省略することができる。

8 営業許可の有効期間満了に際し引き続き許可を受けようとする場合又は保健所長が認める場合にあつては、施設の構造及び設備を示す図面の添付並びに食品衛生責任者が省令別表第17第1号ロの規定に該当する者であることを証する書類の提示を省略することができる。ただし、当該申請事項に変更がない場合に限る。

9 省令第67条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、営業許可申請書に当該営業を譲り受けたことを証する旨及び添付を省略する書類に変更がない旨を記載するとともに、次に掲げる事項を記載した当該営業を譲り受けたことを証する書類又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 譲渡した者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - (2) 譲渡を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - (3) 譲渡を受けた施設の所在地(自動車を利用して行う営業にあつては、当該自動車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号
 - (4) 譲渡年月日
 - (5) 書類作成年月日又は契約年月日
 - (6) 添付を省略する書類の名称
 - (7) 添付を省略する書類について、譲渡を受けた者が閲覧することに譲渡した者が同意した旨
 - (8) 添付を省略した書類について、変更があったことが明らかになったときは、添付を省略した書類を提出する旨
- (営業許可証)

第11条 細則第7条第1項に規定する営業許可証は、第10号様式によるものとする。

(営業許可証の再交付申請手続)

第12条 細則第8条の規定による営業許可証の再交付申請は、営業許可証再交付申請書(第11号様式)により行うものとする。

(食品衛生責任者票)

第13条 営業を許可したとき、営業の届出を受理したとき又は食品衛生責任者の変更の届出を受理したときは、当該営業の食品衛生責任者に食品衛生責任者票(第12号様式)を交付するものとする。

(相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出手続)

第14条 法第56条第2項及び第57条第2項の規定による営業者の地位の承継の届出は、地位承継届(第13号様式)により行うものとする。

2 合併又は分割による営業者の地位の承継の届出の場合にあつては、地位承継届に地位を承継する法人の法人番号を記載するものとする。また、必要に応じて承継の事実が確認できる登記事項証明書又はその写しを添付するものとする。

3 第1項の届出により営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、当該営業の営業許可証を添付するものとする。

(営業等の届出手続)

第15条 細則第10条の規定による営業等の届出は、営業届(第14号様式)により行うものとする。

なお、1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設については、細則第10条の規定を適用しないこととする。

2 前項の届出時には、食品衛生責任者が省令別表第17第1号ロの規定に該当する者であることを証する書類を提示するものとする。

3 第1項の届出が集団給食施設に係るものにあつては、営業届に施設の構造及び設備を示す図面を添付するものとする。

(営業許可申請事項変更手続)

第16条 細則第11条第1項の規定による営業許可申請事項の変更の届出は、営業許可申請事項・営業届出事項変更届(第15号様式)により行うものとする。

2 前項の届出が営業者(法人の場合に限る。)の名称又は所在地の変更である場合は、届出書に法人番号を記載するものとする。また、必要に応じて変更の事実が確認できる登記事項証明書又はその写しを提示するものとする。

3 第1項の届出が自動車を利用して行う営業の自動車登録番号の変更である場合は、当該自動車の車台番号が確認できる書類(自動車検査証等)を提示するものとする。

4 第1項の届出により営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、当該営業の営業許可証を添付するものとする。

(営業届出事項変更手続)

第17条 細則第11条第1項の規定による営業届出事項の変更の届出は、営業許可申請事項・営業届出事項変更届(第15号様式)により行うものとする。

2 前項の届出が、食品衛生責任者の変更である場合は、食品衛生責任者が省令別表第17第1号ロの規定に該当する者であることを証する書類を提示するものとする。

3 第1項の届出が集団給食施設の構造及び設備の変更の場合にあつては、変更後の施設の構造及び設備を示す図面を添付するものとする。

(廃業の届出手続)

第18条 省令第71条の2の規定による廃業の届出は、廃業届(第16号様式)により行うものとする。

2 営業者が死亡し、又は解散したことにより廃業したときは、当該営業者の相続人、清算人又は破産管財人が前項の届出を行うものとする。

3 営業の許可を受けた者が第1項の届出を行う場合は、当該営業の営業許可証を添付するものとする。

第7章 食品等の回収の届出

(食品等の回収の届出手続)

第19条 法第58条第1項又は食品表示法第10条の2第1項に基づく食品等の回収に係る届出は、食品衛生申請等システム(以下「システム」という。)により行うものとする。ただし、営業者又は食品関連事業者等は、システムによる届出が行えない場合には、自主回収届(第17号様式)により届出を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
(横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例及び同条例施行規則に関する事務取扱要綱の廃止)
- 2 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例及び同条例施行規則に関する事務取扱要綱（平成12年12月12日衛食品第488号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。